

進路だより

～Dreams Come True～



郡山市立明健中学校 進路担当
令和3年 1月28日(木)
★★ 第 17 号 ★★

本校においては、これまでの各種学校の入学試験当日に、欠席や遅刻をすることなく、受験生全員が参加することができました。保護者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

また、今週から郡山市内の私立高校の合格発表が始まりました。「進路だより第14号(11月30日発行)」に掲載した記事を再度示します。内容をご確認の上、適切な対応をお願いします。

<私立高校合格発表後の入学手続き>

「専願」の場合 … 期限までに、入学手続き金の納入・入学書類の提出 → **必ず入学**

「併願」の場合 … 期限までに、入学一次手続き金の納入 *尚志「特待併願」は一次手続きなし

→ 県立高校合格 → 二次手続きをしない。 → **県立へ入学** *尚志へは「入学辞退届」提出

県立高校不合格 → 期限までに、入学二次手続き金の納入・入学書類の提出 → **私立へ入学**

※ 入学手続き金が期限までに納入されないと、本人の入学資格や明健中学校との信頼関係を喪失しますので注意してください。詳細は、合格通知書同封の入学手続きについての書類をご確認ください。

県立高校受験生の新型コロナウイルス感染対応について

先週、福島県教育庁高校教育課からの通知「受験生、保護者の皆様へ『令和3年度福島県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について』」を配付しましたが、「前期選抜」、「追検査」、「後期選抜」と関わりがある新たな選抜なので、改めて説明いたします。

□ 受験生は検温の結果と該当箇所にチェックをした「健康状態チェックリスト」を受験日ごとに持参し、受験校の受付に提出します。(裏面参照)

□ 受験できないのは、次の1～5の場合です。

1 新型コロナウイルス感染症に感染し、前期選抜、追検査等、後期選抜、新型コロナウイルス感染症対応選抜の各選抜の前日までに退院基準・解除基準を満たさない場合

*「退院基準・解除基準」(判断は医師又は保健所が行う)

(1) 有症状者の場合

① 初発症から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。

② 症状軽快後24時間経過した後、PCR検査又は抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば退院可能とする。

(2) 無症状病原体保有者の場合

① 検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。

② 検体採取日から6日間経過後、PCR検査又は抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば退院可能とする。

2 濃厚接触者で症状がある場合

3 無症状の濃厚接触者で、初期スクリーニング検査結果が判明していない場合

4 無症状の濃厚接触者で、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できない場合

5 「健康状態チェックリスト」で「はい」がA欄で1項目以上、B欄で2項目以上該当する場合

□ 「前期選抜」、「追検査」、「後期選抜」で受験できない場合の対応の流れ

「3/3～5前期選抜」→(～3/5手続き)→「3/10～11追検査等」→(3/16～17手続き)

→「3/22新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程」*定員外枠3%

または「3/22後期選抜」*定員を満たない学校に新たに出願

→(～3/24手続き)

→「3/25新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程」*定員を満たない学校に新たに出願

< 来週の学年懇談会でも説明いたします。 >